

（国土交通省住宅経済・法制課住宅金融室）

項目名	特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税		
要望の内容	【制度の概要】 （独）住宅金融支援機構が東日本大震災により滅失・損傷した住宅の再建等に対して必要な融資を行うにあたり、金銭消費貸借契約証書の印紙税を非課税とする。 【要望の内容】 上記の特例措置の適用期限（令和 7 年度末まで）を 5 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）延長する。 【関係条文】 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 47 条第 1 項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 37 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 2 号	平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 東日本大震災により住宅に被害を受けた被災者が住宅の再建等を図ろうとする際に、住宅融資を受ける際の負担を軽減し、迅速な住宅の再建等を支援する。 (2) 施策の必要性 住宅の復興に当たっては、「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）において、政府として、「第 2 期復興・創生期間」後の 5 年間で復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間として位置づけられている。 東日本大震災により避難生活を継続する被災者は、令和 7 年 8 月現在でも全国で約 2 万 7 千人に上っており、これら被災者の生活を早期に再建することが急務となっている。このうち住宅の再建等を希望する被災者に対し、これに必要な費用を、負担を最小限とした上で迅速に融資し、早期の住宅再建を後押しすることが重要である。 本特例措置により、（独）住宅金融支援機構に対して住宅融資を申請する際の経済的負担が緩和され、被災者の早期の住宅再建の促進に資する。	（改正増減収額）	（ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■東日本大震災復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 3 日総理申入れ） Ⅱ．地震・津波被災地域および共通の課題 地震・津波被災地域においては、復興事業はおおむね完了に向かっている中で、全国と同様に、人口減少や高齢化といった課題に直面している。千年に一度ともいわれる大震災により大きな被害を受けたこの地域だけに、こうした課題は顕著に現れている。こうした現状を踏まえて、国および被災自治体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要がある。また、米国の関税措置が自動車や農林水産業などに与える影響を注視し、復興施策に限らず、なりわいの継続、産業の支援に万全を期す必要がある。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定） 1．復興の基本姿勢及び各分野における取組 （2）地震・津波被災地域 ③ 住まいとまちの復興 - 被災者生活再建支援金については、支給が終わっていない一部地域において、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。 - 災害公営住宅の家賃低廉化事業については法定の補助率・補助期間を維持することに加え、補助率の嵩上げ措置を管理開始後 10 年間継続する。特別家賃低減事業については管理開始後 10 年間継続する。 - 土地地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業により取得した移転元地等の活用のため、計画段階から土地活用等の段階まで、地域の個別課題にきめ細かく対応するハンズオン支援は、令和 7 年度まで精力的に取り組んだ上で終了することとし、令和 8 年度以降に被災地方公共団体が主体的に事業を実施できるよう、ノウハウの継承を促進するほか、必要に応じて、復興庁において相談を受け、政府全体の施策の情報を含め、土地活用に向けた事例の紹介や助言等を行う。 <政策評価体系上の位置付け> 政策目標Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
		政策の達成目標	東日本大震災により住宅に被害を受けた被災者が住宅の再建等を図ろうとする際に、住宅融資を受ける際の負担を軽減し、迅速な住宅の再建等を支援することで、被災者の住生活の安定の確保及び向上を図る。 具体的には、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間で約 152 棟の住宅を再建する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

		同上の期間 中の達成 目 標	「政策の達成目標」に同じ
		政策目標の 達成状況	制度の創設以降、令和6年度までに、東日本大震災により住宅に被害を受けた被災者の住宅の再建等に対する融資が 18,248 件 20,587 戸に適用された。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	適用事業者：（独）住宅金融支援機構 ＜適用件数見込み＞ 毎年度約 30 件 令和7年8月現在、全国で避難生活を続けている被災者は約 2 万 7 千人に上っており、これらの被災者の住まいを確保することは不可欠となる。また、（独）住宅金融支援機構に対し、災害住宅復興融資の申請は継続して行われており、住宅の再建に係る低利融資の需要は引き続き認められる。このため、本特例措置は今後も適用があると見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	被災者の住宅再建に当たって不可欠となる資金の融資手続に係る費用の軽減は、住宅再建を実現できていない被災者の申請に当たっての経済的及び心理的負担を緩和し、避難生活を続ける被災者の住宅再建の後押しに資するため、有効かつ重要である。 また、本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。
	相 当 性	当該要望項目 以外の税制 上の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	住宅金融支援機構に対し、東日本大震災の被災者向けに提供する災害復興住宅融資の金利を引き下げのための基金を措置。 （令和6年度末基金残高：410.86 億円） ※基金措置については、令和8年3月31日までの受付としているところ、延長について財務省に協議予定。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	住宅金融支援機構に措置している基金は、融資金利を引下げるためのものであり、被災者の返済時の負担を軽減するものである一方、本税制措置は印紙税を減免することで被災者の借入時の負担を軽減するものである。
		要望の措置 の妥当性	本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。 また、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和7年6月20日閣議決定）において、政府として、「第2期復興・創生期間」後の5年間で復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間として位置づけられていること、現に避難生活を継続している被災者が一定数おり、融資の申請が継続していることから、本特例措置は震災からの復興のために存置することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)			
		年度	適用件数	適用額	減収額
		令和4年度	174 (288)	4,822	3.3
		令和5年度	77 (222)	2,309	1.5
		令和6年度	46 (170)	1,521	0.8
		【出典】：住宅金融支援機構融資実績 ※前回要望時の適用見込みについては、括弧内のとおりである。 (前回要望との乖離の理由) 避難指示解除の状況等により自力再建が遅れているため。			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	着実に融資実績が出ており、被災者の自力再建を支援する効果は認められる。			
	前回要望時の達成目標	東日本大震災により住宅に被害を受けた被災者が住宅の再建等を図ろうとする際に、住宅融資を受ける際の負担を軽減し、迅速な住宅の再建等を支援することで、被災者の住生活の安定の確保及び向上を図る。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年度から令和6年度までの4年間で578件の適用実績があり、被災者の自力再建支援において一定の役割を果たしているところであるが、全国で避難生活を続けている被災者は令和7年8月時点で約2万7千人いる状況であり、自力再建が遅れていることから、件数は前回要望時の想定を下回っている状況である。			
これまでの要望経緯		平成23年度 創設 令和3年度 延長			